

別表（第2条、第2条の2関係）

（単位：円）

占用物件等		単位	占用料
法第 3 2 条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 工 作 物	第 1 種電柱	1 本につき	5 1 0
	第 2 種電柱	1 年	7 9 0
	第 3 種電柱		1 , 1 0 0
	第 1 種電話柱		4 6 0
	第 2 種電話柱		7 3 0
	第 3 種電話柱		1 , 0 0 0
	その他の柱類		4 6
	共架電線その他上空に設ける 線類		長さ 1 m に つき 1 年
	地下に設ける電線その他の線 類	3	
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	4 5 0
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 ㎡につき 1 年	2 7 0
	変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1 個につき 1 年	9 1 0
	郵便差出箱及び信書便差出箱		3 8 0
	広告塔	表示面積 1 ㎡につき 1 年	1 , 9 0 0

	その他のもの			占用面積 1 ㎡につき 1 年	9 1 0
法第 3 2 条 第 1 項 第 2 号 に掲げ る物件	外径が 0.07 m 未満のもの			長さ 1 m に つき 1 年	1 9
	外径が 0.07 m 以上 0.1 m 未満のもの				2 7
	外径が 0.1 m 以上 0.15 m 未満のもの				4 1
	外径が 0.15 m 以上 0.2 m 未満のもの				5 5
	外径が 0.2 m 以上 0.3 m 未 満のもの				8 2
	外径が 0.3 m 以上 0.4 m 未 満のもの				1 1 0
	外径が 0.4 m 以上 0.7 m 未 満のもの				1 9 0
	外径が 0.7 m 以上 1 m 未満 のもの				2 7 0
	外径が 1 m 以上のもの				5 5 0
法第 3 2 条 第 1 項	自動運 行補助 施設	法第 2 条 第 2 項第 5 号に規	地下に 設ける もの		3

第 3 号 に 掲 げ る 施 設		定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	そ の 他 の 物 の		9
		道路の構造又は交 通の状況を表示す る標示柱その他の 柱類		1本につき 1年	730
		その他の もの	上空に 設ける もの	占用面積1 ㎡につき1 年	460
			地下に 設ける もの		270
		その他のもの			
法第32条第1項第4号に掲げる施設					910
法第 32条 第1項 第5号 に掲げ	地下街及び地下室	階数が 1のもの			Aに0.005 を乗じて得た 額
		階数が 2のもの			Aに0.008 を乗じて得た

る施設		の		額
		階数が 3以上 のもの		Aに0.01を 乗じて得た額
	上空に設ける通路			930
	地下に設ける通路			560
	その他のもの			910
法第 32条 第1項 第6号 に掲げ る施設	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの		占用面積1 ㎡につき1 日	19
	その他のもの		占用面積1 ㎡につき1 月	190
施行令 第7条 第1号 に掲げ る物件	看板(アーチである ものを除く。)	一時的 に設け るもの	表示面積1 ㎡につき1 月	190
		その他 のもの	表示面積1 ㎡につき1 年	1,900
	標識		1本につき 1年	730
	旗ざお	祭礼、縁 日その 他の催 しに際	1本につき 1日	19

	し、一時的に設けるもの		
	その他のもの	1本につき 1月	190
幕(施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1 ㎡につき1 日	19
	その他のもの	その面積1 ㎡につき1 月	190
アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	1,900
	その他のもの		930
施行令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1	910
施行令第7条第3号に掲げる施設		㎡につき1 年	Aに0.033 を乗じて得た

			額	
施行令第7条第4号に掲げる工事用施設 及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積 1 ㎡につき 1	190	
施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設		月	91	
施行令 第7条 第8号 に掲げ る施設	トンネルの上又は高架の道路 の路面下（当該路面下の地下 を除く。）に設けるもの		占用面積 1 ㎡につき 1 年	Aに0.016 を乗じて得た 額
	上空に設けるもの			Aに0.023 を乗じて得た 額
	地下（トンネルの上 の地下を除く。）に 設けるもの	階数が 1のもの		Aに0.005 を乗じて得た 額
		階数が 2のもの		Aに0.008 を乗じて得た 額
		階数が 3以上の もの		Aに0.01を 乗じて得た額
その他のもの		Aに0.033 を乗じて得た 額		
施行令 第7条	建築物		Aに0.016 を乗じて得た	

第 9 号 に 掲 げ る 施 設		額
	その他のもの	Aに0.012 を乗じて得た 額
施 行 令 第 7 条 第 1 1 号 に 掲 げ る 応 急 仮 設 建 築 物	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの	Aに0.016 を乗じて得た 額
	上空に設けるもの	Aに0.023 を乗じて得た 額
	その他のもの	Aに0.033 を乗じて得た 額
施行令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033 を乗じて得た 額

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）の

うち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

6 表示面積、占有面積若しくは占有物件等の面積若しくは長さが1㎡若しくは1m未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1㎡若しくは1m未満の端数があるときは、1㎡又は1mとして計算するものとする。

7 占用料の額が年額で定められている占有物件等に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件等に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行し、この条例による改正後の古賀市道路占用料徴収条例の規定は、同日以後の占用料について適用する。